

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人 T a n s a

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

## 求 釈 明 書

2025年10月2日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 喜田村 洋 一

同 二 関 辰 郎

同 高 橋 涼 子

同 小 野 高 広

同 西 村 友 希

被告の令和7年9月17日付準備書面（2）の記載内容につき、下記のとおり、釈明を求められたい。

## 記

### 第1 「案段階以外文書」の対象範囲について

被告は、準備書面（2）において、案段階以外文書を不存在とした理由を表により回答し（同5頁以下）、文書類（ii）、（vi）及び（vii）については、内閣官房と内閣府に分けて、不存在理由を、

- ① 本件開示請求1の対象文書（本件文書1）、すなわち、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行う事について、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし、令和4年9月26日付け閣総第556号—3で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定でおこなうことについて」を除く。」に含まれるものとしては不存在。（下線原告代理人）
- ② 本件開示請求2の対象文書（本件文書2）、すなわち、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし、令和4年9月26日付府総第924号で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」を除く。」に含まれるものとしては不存在。（下線原告代理人）

とする（被告準備書面（2）5頁ないし7頁）。

上記①及び②は、「（ii）、（vi）、（vii）の類型に属する文書は存在するが、被告が、これらの文書は原告の請求対象文書には含まれないと判断したために、『不存在』（甲14参照）と回答した」とするものである。

そこで、以下の点につき被告は明らかにされたい。

- 1 被告は、本件開示請求の対象文書の意味を具体的にどのような内容と解釈したのか。
- 2 文書類型（ii）、（vi）、（vii）で、①または②に該当するとされた文書につき、それぞれ、以下の事項を明らかにされたい。なお、各類型に該当する文書が複数存在する場合には、それぞれの文書ごとに、個別に、（1）～（5）<sup>1</sup> を明らかにされたい。

（1）行政文書に該当するのか否か（該当しないとする場合にはその理由）

（2）文書の内容や性質

（3）作成又は取得の経緯（作成か取得かを区別）

（4）保管状況

（5）上記1で説明を求めた被告の解釈を前提とした場合に、（各）文書につき、請求対象文書に該当しないと判断した理由

被告による対象文書の意味の理解が原告の理解と異なっていた場合、原告が開示対象として求めていた文書が開示対象から外れてしまうことになるため、その当否を判断する前提として、被告は上記事項を明らかにすべきである。

## 第2 内閣法制局への照会内容について

被告は、案段階文書作成の経緯について、「安倍元総理が死亡したことを受けて、内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であることの根拠について整理を行い、その内容

---

<sup>1</sup> このうち（1）～（4）は、原告第1準備書面18頁②の記載事項（もともと原告が案段階以外文書のうち、被告が解釈上不存在に該当するとした文書がある場合に求めた釈明事項）をベースに、行政文書該当性の有無についても項目に含めたもの。

に法律問題が含まれていたことから」、内閣法制局に意見を求めることにしたと主張する（被告準備書面（2）3頁）。

しかし、甲第9号証（及びその案段階と想定されるもの）を見ても、内閣官房及び内閣府が、「閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うこと」について、どのような法律問題が含まれていたと認識し、内閣法制局の意見を求めたかが明らかでない。また、内閣官房及び内閣府からの意見照会に際し、内閣法制局の側から、内閣官房及び内閣府とは別の法律問題が提起されたかどうか不明である。

したがって、内閣官房及び内閣府と内閣法制局との打ち合わせにおいて、どのような法律問題が提起され（提起した主体は問わない。）、話し合いが行われたのかを明らかにされたい。

なお、戦前に存在した国葬令（大正15年勅令第324号）は、法律を以て規定すべき事項を規定するものであったことから、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年法律第72号）1条の規定により、1947年12月31日の経過と共に失効した（甲9・1（3）参照）。

また、憲法の下では、国会は国の唯一の立法機関であり（憲法41条）、法律案は、憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる（憲法59条1項）。そして、公法学では、法律という法形式でなければ定めることのできない事項（実質的意味の立法）とは、法規、すなわち義務を課し、あるいは権利を制限する一般的抽象的法規範の定立を意味すると解されている。

したがって、「法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること」（内閣法制局設置法3条3号）を所管事務とする内閣法制局に、「閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うこと」の法律問題について意見照会をするのであれば、少なくとも上記の2点、すなわ

ち、1) 国葬儀を閣議決定を根拠に行うことと、国葬令が法律を以て規定すべき事項を規定するものであったことから失効したこととの関係、ならびに、2) 国葬儀を閣議決定を根拠に行うことと、これが義務を課し、あるいは権利を制限することとの関係、が意見照会され、あるいは内閣法制局からこれらの点について指摘がなされることが当然に予想される。

したがって、内閣官房及び内閣府と内閣法制局との打ち合わせにおいて、どのような法律問題が提起され、話し合いが行われたかを明らかにするにあたっては、上記の2点について話し合いがなされたか否かを含めて、明らかにされたい。

以上